

役員報酬規程

公益社団法人 滋賀労働基準協会

(目的)

第1条 この規程は、定款第29条の規定に基づき、常勤の理事の報酬について定める。

(定義)

第2条 この規程により報酬を支払う常勤の理事は、定款第43条の事務局に勤務する理事とし、報酬は職務遂行に対する対価として支払う。

2 役員の仕事遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費については、それぞれの根拠規定、契約等に基づき支払う。

(報酬額)

第3条 役員の仕事報酬は、次の報酬月額及び諸手当とする。

支給対象役員	報酬月額	諸 手 当
専 務 理 事	28万円	職員就業規則に準じる次の手当及び金額 業務手当 (15,000円) 通勤手当

(支払日)

第4条 報酬は毎月16日に支払う。ただし、支払日が休日にあたるときはその前日に繰り上げて支払う。

(支払方法)

第5条 報酬は通貨で直接その全額を支払う。ただし、次に掲げるものは控除するものとする。

- ① 所得税
- ② 健康保険及び厚生年金の保険料の被保険者負担分

2 本人の同意を得た場合には、本人が指定する金融機関の本人口座に振り込むことができる。

(賞与)

第6条 役員の仕事賞与については、夏季及び冬季に報酬月額及び業務手当の4.6か月分の金額を支払うことができる。

(退職金)

第7条 役員の退職金については、事務局職員兼務により中小企業退職金共済制度に加入する以外一切支払わない。ただし、共済掛金は報酬月額10%以内とする。

(その他)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公益社団法人滋賀労働基準協会設立の登記の日から施行する。